島根県古代文化センター研究紀要『古代文化研究』投稿要項

- 1. 島根県古代文化センター研究紀要(以下「紀要」という)は、広義の古代文化に関する研究論文・研究ノート・研究資料・書評等を掲載することにより、古代文化研究の発展に寄与するものです。
- 2. 原則として、紀要は本誌のほか島根県古代文化センターのホームページで電子公開します。
- 3. 紀要に投稿することができる者は、次のとおりです。
 - (1) 島根県古代文化センター(以下「センター」という)の専任・兼務職員、客員研究員、共同研究員及びセンターの組織・運営に関与したことのある者
 - (2) その他、島根県古代文化センター編集委員会(以下「編集委員会」という)において適当と認めた者
- 4. 投稿原稿は未発表のものに限ります。ただし、既発表資料等でも新たな視点で論述したものは可とします。また、投稿本数については、原則として研究論文・研究ノート・研究資料・書評等1人あたり各1本までとします。
- 5. 投稿する文字原稿は電子データに限ります。また、その様式は下記のとおりとします。
 - (1) 横書き 1頁 50字×40行の左右1段組(2,000字)。
 - (2) 縦書き 1頁 37字×25行の上下2段組(1,850字)。 ただし、縦書きは37字×25行の段組なしの形態でも結構です。
- 6. 投稿する論文や研究ノートは、原則として上述の様式で24ページ以内とします。
- 7. 投稿に際しての提出物は、下記のとおりです。
 - (1) 紙上にプリントアウトした原稿
 - (2) 文字原稿及び図版・写真のデータ
 - ・ワープロ原稿の場合は、機種とソフトを明記したCD(必ず控えを保管しておいてください)を提出してください。
 - ・図版や写真を使用する場合は、原稿と同時に提出してください。図版や写真を後で提出されても受理しません。また図版や写真の掲載位置を示したレイアウト見本を添付してください。
 - ・挿図、写真はデジタルデータでの投稿が可能ですが、使用できるOS、ソフトについて事前に問い合わせてください。
 - (3) 使用図版、写真等の掲載及び電子公開に関する、所有者及び著作権者等からの許可証
 - ・許可申請は執筆者が行ってください。様式は任意で構いません。
- 8. 投稿をご希望の場合は、エントリーシートを当該年度の4月1日より7月31日までに提出し、エントリーシート提出後9月30日までに完成原稿を提出してください。これらの期限を過ぎた場合は、当該年度の紀要への掲載をお断りすることがあります。
- 9. エントリーシート及び原稿は、下記問い合わせ先の住所またはメールアドレス宛へ提出してください。なお、エントリーシートはセンターのホームページからダウンロードできます。
- 10. 原稿の採否及び編集については編集委員会が決定します。なお、投稿原稿の返却を希望する場合は申し出てくたさい。
- 11. 掲載の場合は、「紀要」2部並びに抜刷50部に限り贈呈します。
- 12. 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行いません。
- 13. 掲載原稿の転載については、編集委員会にご相談ください。
 - 問い合わせ先

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県庁第三分庁舎 島根県古代文化センター編集委員会

TEL 0852 (22) 6727 FAX 0852 (22) 6728

E-Mail kodai@pref.shimane.lg.jp

ホームページ

https://shimane-kodaibunka.jp